鳥取短期大学 研究費不正使用防止計画(令和5年12月4日)

不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用を防止するための不正使用防止計画を定める。

区分	項目	不正の発生要因	不正防止計画
責任体系の	責任体系が不明確	運営・管理に関わる者	予算管理、執行管理に関する責任
明確化		の責任と権限の体系が	体系を明確にし、部局における予
		不明確である。	算管理、執行管理に関する権限と
			責任を構成員に周知し、徹底を図
			る。
	責任意識の低下	運営・管理に関わる者	各責任者の異動にあっては、引継
		の責任意識が低い。	ぎ等を確実に行い、責任、役割及
			び権限に関する意識の低下を防止
			する。
			研究費の運営・管理体系をホーム
			ページで公開し、機関内外に周知
>= >\/ tota ===	mH = 1 / 1 / 1		する。
運営・管理	ルールの明確化・統一	研究費の使用や事務手	「科研費ハンドブック」を構成員
基盤となる	化	続きに関するルールの	に配付し、使用に関するルールを
環境の整備		理解不足により、不適	周知徹底する。
		切な使用が行われる。	具体的な使用ルール等に関するF
			AQ等を整備し、学内へ周知する
			ことにより、適正運用の徹底を図 る。
			│ る。 │ 特に新規採用の職員に関しては充
			分理解するよう説明を徹底する。
	 コンプライアンス教育	 コンプライアンスに対	文部科学省のガイドラインに基づ
	を通じた意識向上	する意識が希薄である	き、「研究倫理教育研修」「コンプ
		ことや、各種ルールに	ライアンス研修」を実施する。研
		関しての理解度が低い	修方法については、eラーニング
		ことで不正が発生しや	や外部・学内講師による研修を実
		すい状況となる。	施する。
研究費の適	適正な予算管理、執行	予算の執行が計画的に	計画的に予算を執行するよう、周
正な運営・	管理等に対する理解が	行われない。あるいは	知徹底する。また、著しく執行計
管理	不足	年度末に集中する。	画が滞る場合は判明した段階で速
			やかにヒアリング等を行い確認す
			る。
	適正な発注制度、検収	取引業者との密接な関	特定の業者との取引が集中してい
	制度に対する理解が不	係を持つことにより癒	ないか内部監査で検証し、必要に
	足	着を生み、不正な取引	応じて業者から書類を提出させる
		に発展する。	など取引状況の確認を行う。
		研究内容と直接関係の	購入物品等について、その必要性
		ない物品等の購入や発	等に疑義が生じた場合は、事務部
		注とは異なる納品が行	門が発注者(研究者)に購入目的
		われる。	等の確認を行う。

区分	項目	不正の発生要因	不正防止計画
	出張事実等の確認、検	カラ出張や旅行日程の	出張伺い書とあわせて、出張報告
	証が不十分	水増し、実際のルート	書、宿泊の領収書、学会等のパン
		は異なる請求が行われ	フレットの写し、スケジュール表
		る。また、研究目的と	等出張日程が確認できる資料の提
		は関係ない出張が行わ	供を求める。また、複数の担当者
		れる。	での確認を徹底する。
	雇用条件、業務内容等	アルバイト雇用者等	採用や雇用時の説明の際に、不正
	に対する理解が不足	は、担当教員が雇用主	使用に関する説明資料を配付し、
		であると誤解し、大学	採用等は教員ではなく、大学が行
		に雇用されているとい	うものであること、また、不正使
		う認識がない。	用に関する内容等について理解、
			認識させる。
	勤務時間の管理、確認	勤務実態の確認におい	事務部門において勤務実態の確認
	が不十分	て、第三者確認が不十	を行う際には、事務職員の目の届
		分である。	くところに設置した出勤確認表へ
			の押印及び押印時の立会等を行う
			よう徹底する。
監査・モニ	実効性のあるモニタリ	公的研究費に関する内	内部監査部門は、監査計画の立
タリング	ング体制が不十分	部監査が不十分になる	案、監査手順の作成等を行い、「公
		ことで、運営・管理体	的研究費等の内部監査マニュア
		制や計画の適切性が確	ル」に基づいて計画的に監査を実
		認できなくなる。ま	施する。
		た、不正の発見や抑止	
		についても問題が生じ	
		る。	